**幼稚園教員（任期付）採用試験案内**

任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用される職員です。

**【募集期間】**

令和5年10月17日（火曜日）から11月8日（水曜日）まで

（土曜・日曜を除く8:30～17:15）

* 郵送の場合は11月8日（水曜日）17：15までに**保育・幼児教育課必着**

**【申込方法】**

「２．提出書類」を参照し、必要書類を同封のうえ、保育・幼児教育課へ持参又は郵送（封筒に「幼稚園教員（任期付）」と朱書き）してください。

後日、受付順に受験番号を記載した郵便ハガキを受験票として送付します。

**【提出先】**

大分市役所　子どもすこやか部　保育・幼児教育課　総務担当班

〒870-8504　大分市荷揚町2番31号

電話：097‐585‐6015 （直通）

**１．募集職種、申込要件及び採用予定者数等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集職種 | 必要となる資格等  （次の条件を満たす人） | 採用  予定者数 |
| 幼稚園教員  （任期付） | 幼稚園教諭一種、二種または専修の普通免許状を有する者 | １名程度 |

［注］ 1.年齢、学歴及び国籍\*要件はありません。

\*永住者又は特別永住者に限ります。

永住許可又は特別永住許可を申請中の方は、令和5年11月30日までに永住者又は、特別永住者の在留資格を取得できないときは、この試験に合格しても採用される資格を失うものとします。

2.採用予定者数は変更になることがあります。

3.次のいずれかに該当する人は、この試験を受験できません。（地方公務員法第16条）

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

② 大分市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

④免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない人

　　　　　4．免許状は有効なものに限ります。

**２．提出書類**

① 履歴書（市販のもので可、3月以内に撮影した写真を貼付）

② 免許状の写し

③ 郵便ハガキ（63円、住所・氏名を記入したもの）

**３．試験日程及び内容等**

**（１）試験日程**

令和5年11月13日（月曜日）予定

**（２）内容**

**・試験①（作文試験）**

**・試験②（面接試験）**

業務遂行に必要な知識、経験、適正等について審査します。

時間・会場等の詳細は、受験票にてお知らせします。

試験に伴う交通費は支給しません。

試験合格発表：令和5年11月20日（月曜日）予定

**（３）配点**

配点は、試験①60点、試験②100点とします。

試験①と試験②の合計点で、得点の高い順に決定します。

**（４）試験結果の開示**

採用試験の結果については、大分市個人情報保護条例第21条第1項の規定により、不合格者本人に限り開示請求を行うことができます。

本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日・日曜日、祝日を除く。）に、市役所本庁舎1階保育・幼児教育課へお越しください。保育・幼児教育課では、受験番号を申告して開示請求をしてください。

また、開示期間は合格発表の日から1か月間とします。

**４．業務内容及び勤務場所**

**（１）主な業務内容**

　　　保育業務等

**（２）勤務場所**

　　　大分市立大在幼稚園

**５．任用期間**

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

**６．勤務条件、給与等**

**（１）勤務条件**

勤務条件は、一般職員と同様の取扱いとなり、「大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例」に準じますが、始業時間等は、勤務場所により勤務時間の設定が異なることがあります。

① 勤務時間：7時間45分勤務

1. 休　　日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

③ 休　　暇：年次有給休暇、その他特別休暇等

④ 福利厚生：厚生年金（共済組合）、健康保険、公務災害補償制度等

**（２）給与**

① 給　料

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 給料月額 |
| 幼稚園教員（任期付） | 215,500円 |

※この額は、給与改定等により変更することがあります。

② 諸手当

教職調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの規定によって支給されます。